

広報いいたて お知らせ版

東日本大震災 号外 第5号
平成23年4月21日発行

今回のお知らせ版の主な掲載内容

- ①計画的避難についての村の考え方
- ②被災証明書の発行について
- ③災害救援見舞金の給付について
- ④内閣官房長官、内閣副長官ら来村に関する概要
- ⑤被災動物の一時預かりについて

○大気中の放射線量の推移

(3月15日及び4月17日から4月20日まで 測定地:いちばん館前)

3月15日(火) 午後6時	44.7	マイクロシーベルト(最大値)
4月18日(月) 午後5時	4.82	マイクロシーベルト
4月19日(火) 午後5時	3.67	マイクロシーベルト
4月20日(水) 午前5時	4.39	マイクロシーベルト
4月21日(木) 午前9時	4.45	マイクロシーベルト



携帯から皆さんの周辺の環境放射線データがご覧になれます。

<http://www.pref.fukushima.jp/j/index.htm>

○水道水に含まれる放射性ヨウ素検出量(単位:ベクレル)

3月20日(日) 滝下 965(最大値)

4月14日(金) 滝下ND	花塚ND	田尻 14.0
4月16日(土) 滝下ND	花塚ND	田尻ND
4月17日(日) 滝下ND	花塚ND	田尻ND
4月18日(月) 滝下ND	花塚ND	田尻 11.1
4月19日(火) 滝下ND	花塚ND	田尻ND

※「ND」は放射性物質未検出

摂取制限基準値 → 乳児:100ベクレル未満

乳児以外:300ベクレル未満

※放射線量は、雨が降ると値が高くなる傾向にあるため、強い雨が降った後の値を確認してから安全宣言を出す予定です。それまでの間、乳幼児の水道水の飲用を控えていただきますようお願いいたします。

乳児以外は飲用しても大丈夫です(裏面に関連記事)。

計画的避難についての村の考え方

村で想定している計画的避難の進め方は以下のとおりです。

現在、村では、避難場所の確保に努めているところです。避難に係る受入先、受入人数、受入時期等が決定しましたら早急にお知らせします。なお、場合によっては変更する可能性がありますのでご承知おきください。

(1) 一次避難(避難先が確保でき次第速やかに)

村が用意する県内の避難先(旅館、アパート等)へ、以下

①～④の優先順位により、順次避難していただきたいと考えています。

①乳幼児・園児及び妊産婦の方がいらっしゃる世帯

②18歳未満の方がいらっしゃる世帯

③放射線量が高い3行政区(蕨平、長泥及び比曾)に居住されている世帯

④①～③以外の世帯

(2) 二次避難(仮設住宅が完成しましたら速やかに)

県が整備する仮設住宅へ避難していただきます。(1)の一次避難を行った方を含む全村民が対象です。

仮設住宅は家族の人数による間取りが用意されます。

➤(右上に続く)

村では村災害救援見舞金のお支払いに際し、村外に避難されている方の所在を確認させていただきます。

村携帯サイトへアクセス



村外に避難されている方は役場住民課までお知らせください。

問 住民課住民係 (☎42-1618)

➤ (3) 留意事項

○体育館等への集団的な避難は計画していません。

○就学(園)中の園児・児童・生徒については、川俣町に開設した幼稚園・小中学校に通い続けること、避難先市町村の学校に通うことの双方に対応できるよう努めます。

○(1)及び(2)以外に、自主的に避難先を確保して避難する場合、現時点で国から補償されるかどうかは不明ですが、避難に係る交通費、宿泊費等の領収書を保管しておいてください。また、自主避難された方、これからされる方は今後補償金などのことも考えられますので、自主避難される方全員の氏名、異動先の住所及び電話番号を役場住民課(☎42-1618)へ必ず連絡していただくようお願いいたします。

被災証明書の発行について

被災証明書は、現在、原子力発電所から30キロメートル圏内の蕨平行政区の方のみ発行できます。今後、村全域が国から正式に計画的避難区域としての設定され、国から村へ被災証明書を発行しても良いということになりましたらあらためてお知らせいたします。

問 住民課住民係 (☎42-1617)

村単独の災害救援見舞金の給付について

これからの計画避難にあたり、村民の皆さんの生活の大変さを考え、村では議会と相談をして災害救援見舞金を給付することにしました。この見舞金は全国から村に寄せられた義援金と村の貯金が当てられます。

金額は、対象者1人あたり3万円で各集会所を会場に給付します。対象の方には村から通知書が配られます。詳細につきましては通知書をご覧ください。

また、当日は村から今後の避難に関する大まかな予定などをお知らせする説明会も開催しますので開始時間までにお集まりください。

○基準日…地震が発生した平成23年3月11日現在

○対象者…村の住民基本台帳に記載されている方及び外国人登録原票に記載されている特別永住者・在留資格者

○支給日…平成23年4月29日(金・祝)

○持参物…印鑑、村から配られる通知書・同封の領収書兼確認書

○支給会場…【午前】(9時から正午まで)

各集会所とも 集合時間・午前9時	行政区	給付会場
	草野	草野会館
	深谷	深谷集会所
	伊丹沢	伊丹沢集会所
	関沢	関沢ふれあいハウス
	小宮	小宮コミュニティセンター
	八木沢・芦原	八木沢芦原集会所
	大倉	大倉体育館
	佐須	佐須公民館
	宮内	宮内集会所
飯樋	飯樋町集会所	

【午後】(1時30分から4時30分まで)

各集会所とも 集合時間・午後1時30分	行政区	給付会場
	八和木・前田	八和木集会所
	大久保・外内	大久保集会所
	上飯樋	上飯樋コミュニティセンター
	比曾	比曾集会所
	長泥	長泥コミュニティセンター
	蕨平	蕨平自治公民館
	関根・松塚	松塚集会所
	白石	白石集会所
	前田	前田公民館
二枚橋・須萱	二枚橋会館	

問 住民課 (☎42-1616)

福山官房副長官、平野内閣府副大臣、松下経済産業副大臣らが来村

4月16日、福山官房副長官ら政府関係者が来村し、原発事故の謝罪、計画的避難区域の説明を行いました。また、村からは国に対して、原発事故及び計画的避難区域の設定に関する要望書を提出するとともに、出席した村内各団体の代表と原発事故の生活への影響、プライバシーや生計の維持に配慮した避難所の確保、健康や今後の生活に関する不安、農業・畜産・商工業などの補償問題、土壌汚染の除去などの問題について訴えるとともに、国の誠意ある回答を求めました。

福山副長官などからは、補償については国が責任を持って対応する。避難所の確保については出来る限りの支援を行う。土壌汚染の除去は世界中の知見を集めて努力する。などの回答を得ることが出来ました。

枝野官房長官が来村

4月17日、枝野内閣官房長官が来村し、村長、議長らと会談しました。村からは、改めて国への要望を提示し、回答を求めました。

枝野長官からは、原発事故の謝罪の後、前日来村した福山副長官から飯館村の状況や村民の意見をお聞きした。まずは、原発の収束に向けて努力をしたい。補償については国が責任を持って真摯に対応したい。そして、土壌の問題を含め、村の素晴らしい営みを復興させたい。国から追加で応援職員を配置するなどの発言がありました。

計画避難に関する行政区座談会について

計画避難に関する座談会は4月13日、14日、16日の3日間、全行政区を対象に村内6会場で開催されました。

会場には1821人が訪れ、村の説明を聞いた後、計画避難に関しての質問や意見が交わされました。

【村長発言概要】

○計画避難という新しい形の中で、村民の生命と暮らしをどう守るか検討していきたい。

○国に対しては、①避難する経費は誰が負担するのか、②村の基幹産業である和牛、乳牛はどうするのか、③作付けをあきらめざるを得ないすべての農作物への賠償はどうするのか、④計画避難という言葉をしてできるだけ柔軟に捉えて運用して欲しい、⑤少しでも早く帰って来られるように土壌改良は国家プロジェクトで対応して欲しいという、5つの要望を行っている。

○一所懸命みんなで力を合わせて作ってきた村をいずれ再生するために国に強く要望している。

【座談会で出された主な質問・意見】

①放射線量について

Q 計画的避難区域の設定、区域設定に際しての基準の変化の理由、健康被害や子どもの安全について、国のしかるべき者から明確に説明して欲しい。放射線量との関係で、いつまでに避難すべきか示して欲しい。悠長に構えている場合ではないのではないか。

A 原発事故はまだ収束しておらず、長く住み続けると累積の放射線量が高い水準に達するので、健康を守るために避難してほしいということ。直ちに健康被害が出るということではない。

Q 年間に20mSv以下になるように線量計を持って、自己管理すれば、村で自由に活動してよいか。

A 村への出入りについては必要最小限の立ち入りは可能だが、毎日村に来て農作業をしてもよいということではない。

②避難について

Q 線量が高い地区は、すぐに避難させるべきではないか。また、老人を抱えているので、避難しても介護サービスをきちんと受けられるように調整してほしい。

A 避難は、子ども、妊産婦、弱者を優先させたい。子どもと妊産婦は、既に希望者を飯坂温泉に避難させている。介護サービスについては県・国と調整する。

Q 計画避難は本当に1ヶ月で可能なのか。避難先はどうなるか、避難の順序はあるか。

A 仕事を続けられるようにできるだけ村から近いところで生活できるようにしたい。村民の要望を聞いて、国・県としっかり協議していく。そのため、多少の時間は必要と考えている。順序としては、お子さんや妊婦さんがいる家庭、放射線量が高い地区にお住まいの家庭には、できるだけ早く避難していただきたい。

③補償について（確定ではなく、現在、国、県と協議中）

Q 避難に際して補償を受ける見通しはあるのか。また、自主避難している人は対象となるか。作付け制限がかかったコメだけでなく、農作物、畜産（牛）に対しても補償すべき。

A 4月16日の政府の内容では、補償は20km²圏内の市町村と同様にすべて補償の対象と思われる。

また、事前に自主避難している人も県が斡旋する仮設住宅・住宅・

（右上に続く）

アパート等に入居する場合は補償される見込みである。（ただし、借上げ住宅については国の基準である60,000円を上限に補償される見込み）。国の東京電力による一時金・仮払金、さらに家畜や農作物等生活の糧は全て補償対象となると考えている。

④学校関係

Q いつになったら解除されるか。転校先の学校で放射能による「いじめ」や「差別」の問題が心配なので、PTAへの十分な情報提供と啓発が必要だと思う。時にはカウンセリングも必要。

A 川俣町教育委員会、県教育委員会へは、教員・保護者・児童生徒への指導をお願いしている。飯館村だけの問題ではないので、人権団体などを通じて文科省へも働きかけている。

⑤土壌改良関係

Q 今後、土壌改良して農地に戻すには何年かかるのか。もう二度とこの村に戻ってこれられないのではないかと。早急に、土壌改良して農地に戻すための事業を国が実施するよう働きかけるべき。

A 植物吸収や土壌入れ替え等を国家プロジェクトで行うことを4月16日に官房副長官に要請した。

飲料水の供給について

村内の簡易水道水は4月1日以降乳児以外安心して飲用できます。このことから、役場で飲料水をお渡しできるのは①井戸水、沢水を使用している世帯、または、②簡易水道を使用している世帯で乳児・妊産婦のいる世帯となります。希望される方は役場2階の村災害対策本部までお越しください。

問 村災害対策本部（☎42-1626・1637）

野焼き、ごみの焼却は絶対に行わないでください

4月16日・17日村内で発生した火災の原因はごみの焼却などでした。火災は地面に定着した放射性物質を拡散させることにもなりますので火の取り扱いには十分ご注意ください。

問 災害対策本部（☎42-1626・1637）

被災動物の一時預かりについて

飼い主が被災し、動物の飼育が困難な方に動物保護団体や個人からの善意により被災動物を一時預かりたいとの情報が役場に入っています。利用を希望する方は受け入れ先の情報を提供いたしますので、役場住民課までお問い合わせください。

問 住民課住民係（☎42-1618）

資源ごみ（紙類）の回収について

資源ごみ（新聞紙、雑誌、ダンボール等）の回収を5月11日（水）から再開いたしますので、指定の場所にルールを守って出していただきますようお願いいたします。

問 住民課住民係（☎42-1618）

東日本大震災義援金の分配について

東日本大震災に関して、日本赤十字社、中央共同募金会などに寄せられた義援金につきましては、国を通じて原子力発電所から30km²メートル圏内の方々に対象に配分されることになりました。また、県からも同様の地区に義援金が配分されます。村では、蕨平行政区が対象地区となります。対象者には村から申請書をお配りいたしますので忘れずに申請いただきますようお願いいたします。計画的避難区域が義援金の分配対象になるかは、わかり次第皆さんにお知らせします。

○国義援金…1世帯35万円（30km²メートル圏内居住者）

○県義援金…1世帯5万円（30km²メートル圏内居住者）

問 総務課財政係（☎42-1612）

東日本大震災無料電話法律相談のお知らせ

福島県弁護士会は、被災された方に対する法的支援のため、被災者を対象とする無料法律相談を実施しています。

○受付時間…平日 午後2時から4時まで

○電話番号…024-534-1211、024-925-6511、0242-27-2522、0246-25-0455の4回線

問 福島県弁護士会事務局（☎024-534-2334）

（有）細川工務店従業員募集

（有）細川工務店では次の内容で従業員を募集します。

○業務内容…土木・建築工事

○所在地…福島市渡利稲場11-1

○募集人数…3人～4人程度

○対象年齢…18歳以上50歳未満まで

○採用条件…土木・建築経験のある方

問 細川工務店（☎昼 024-522-0043 夜 43-2752）